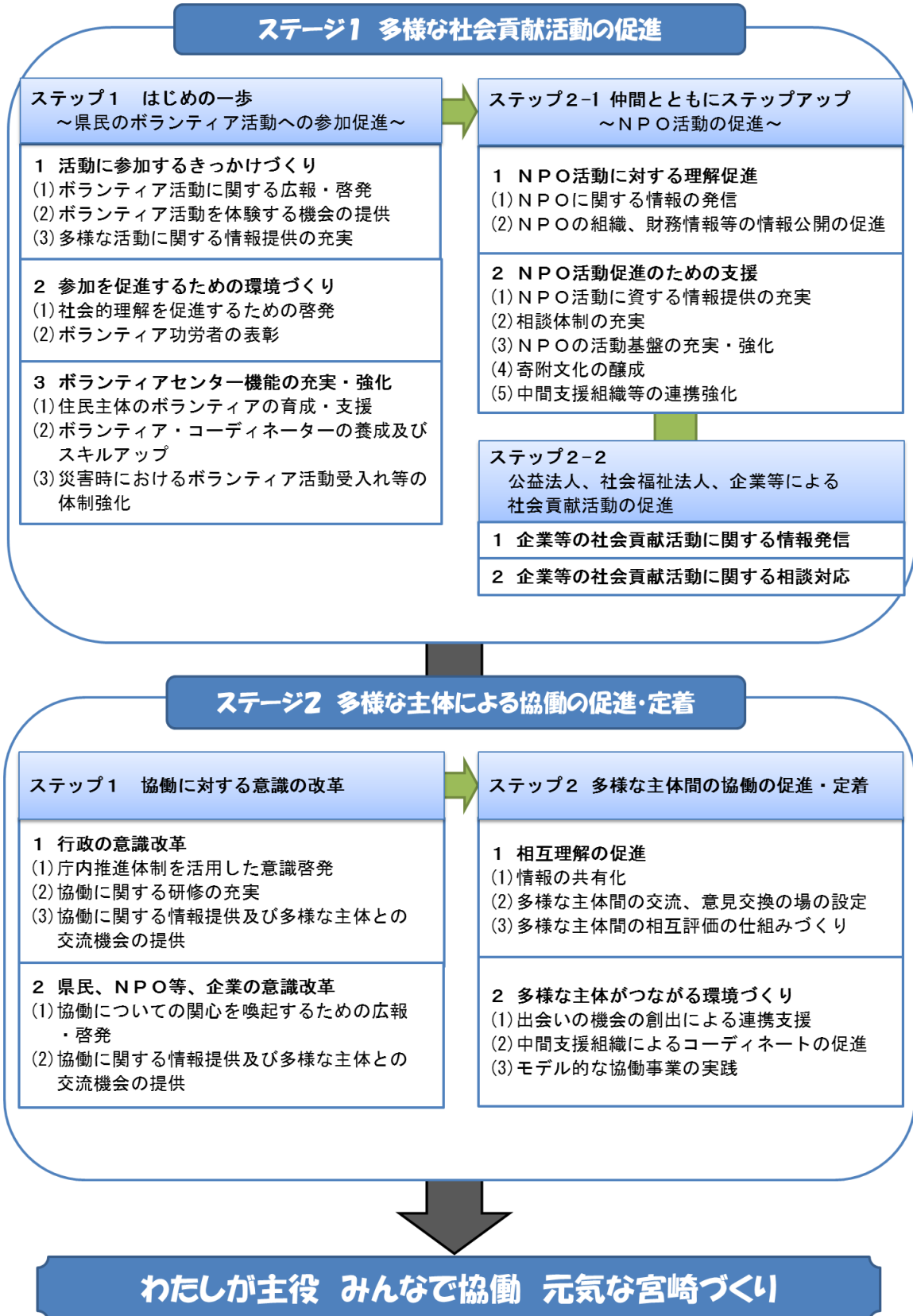


### 第3章 施策の展開方向

社会貢献活動は、個人又は団体の自由意思に基づいて行われる活動であることから、その自主性・主体性が損なわれないように配慮した上で促進を図ることを基本理念として、施策の展開を図ります。



## ステージ1 多様な社会貢献活動の促進

### ステップ1 はじめの一步 ～ 県民のボランティア活動への参加促進 ～

社会貢献活動は、誰かの役に立ちたいという個人の気持ちから始まります。

社会貢献活動と意識しなくても、多くの人々が自治会活動など地域での様々な活動や困りごとの解決に協力して取り組んでいます。東日本大震災の影響でボランティアに対する関心は高まっており、機会があればボランティア活動に参加してみたいという方もたくさんいらっしゃいます。

そこで、その気持ちを大切にしながら、気軽に参加でき、継続していけるように、活動参加のきっかけづくりや参加を促進するための環境づくりを行うとともに、活動促進の中心的な役割を担うボランティアセンターの機能の充実・強化に取り組み、多様なボランティア活動の促進を図ります。

#### 1 活動に参加するきっかけづくり

まずは「知ってもらおう」、次に「体験してもらおう」、そして「自分に合った活動を見つけ、続けてもらおう」という支援システムの構築に取り組みます。

##### (1) ボランティア活動に関する広報・啓発

ボランティア活動について県民に「知ってもらおう」ために、ボランティア活動促進の拠点となるボランティアセンターの周知に努めるとともに、マスメディア等を活用し、多くの県民の目に触れるような効果的な広報・啓発に取り組みます。

##### (2) ボランティア活動を体験する機会の提供

興味を持った県民にボランティア活動を「体験してもらおう」ために、みやざきボランティア体験月間<sup>(注7)</sup>等を活用した体験プログラムの提供を行うとともに、プログラム内容の充実を図ります。

(注7)【みやざきボランティア体験月間】宮崎県社会福祉協議会では、平成8年から、毎年7月から9月までの3か月間を「みやざきボランティア体験月間」と位置付け、市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）の協力のもと福祉、自然・環境、防災・安全等様々な分野のボランティア体験プログラムを提供して、県民のボランティア活動への参加を応援している。

### (3) 多様な活動に関する情報提供の充実

体験してみて参加意欲を持った県民に「自分に合った活動を見つけ、続けてもらう」ために、ライフステージに応じた活動の提案、専門的知識やノウハウをいかしたボランティア(プロボノ<sup>(注8)</sup>)、気軽に取り組めるボランティア(ちょボラ<sup>(注9)</sup>)等、多様なボランティア活動に関する情報提供に取り組みます。

## 2 参加を促進するための環境づくり

気兼ねなく気楽にボランティア活動に参加できるような環境づくりに取り組みます。

### (1) 社会的理解を促進するための啓発

ボランティア活動の社会的意義や必要性についての理解を深め、家庭や学校、職場における参加しやすい環境づくりに努めます。

特に、企業に対して、従業員等が気軽に活動に参加できるようボランティア休暇制度の導入など職場環境の整備について働きかけを行います。また、豊富な知識や経験、技術を持った人材である団塊世代<sup>(注10)</sup>の退職に合わせ、ボランティア活動参加促進の啓発に取り組みます。

### (2) ボランティア功労者の表彰

功労に見合う評価を行い他の模範として称えることによって、被表彰者のさらなる活躍を期すとともに、社会的な関心を高めるため、ボランティア功労者表彰を実施します。

## 3 ボランティアセンター機能の充実・強化

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会設置)と、その中核機関となる県ボランティアセンター(県社会福祉協議会設置)について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組みます。

(注8)【プロボノ】各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験をいかして社会貢献するボランティア活動全般のことをいう。語源は、Pro Bono Publico(公共善のために)というラテン語。

(注9)【ちょボラ】「ちょっとしたボランティア」の略。

(注10)【団塊世代】1947年から1949年に生まれた世代を指す。定年延長や再雇用制度により60歳を過ぎても勤労者として労働力を支えていたこの世代の人々も、2012年から2014年に65歳を迎え、地域社会の一員として新たなステージを迎える。

**(1) 住民主体のボランティアの育成・支援**

地域に根ざした団体として、一人暮らし高齢者、障がい者等の見守りや買い物、家事、移動等の支援、また、介護、子育て、災害時要援護者、生活困窮者に対する支援など、支援を必要とする当事者の視点に立った生活支援活動を行う住民主体のボランティアの育成・支援を行います。

**(2) ボランティア・コーディネーターの養成及びスキルアップ**

ボランティア活動をしたい（している）人・団体と、ボランティアの支援を求める人・団体とをつなぐ役割と、地縁活動、自助活動等地域の活性化に取り組む様々な人々の力を結集していく役割を持つボランティア・コーディネーターの養成及び資質の向上に努めます。

**(3) 災害時におけるボランティア活動受入れ等の体制強化**

新燃岳噴火災害や東日本大震災により、常在危機の意識やボランティアの重要性が改めて認識されました。災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの普及や研修の充実等に努めるとともに、地域の受援力<sup>(注11)</sup>を高めるための取組を行います。

(注11) 【受援力】 支援を受ける力。ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵など。地域外のボランティアの力をうまく引き出すことは、被災地の復興を早めるなど地域防災力を高めることにつながる。

## ステップ2-1 仲間とともにステップアップ ～ NPO活動の促進 ～

一人ひとりがボランティアとして社会貢献することはとても重要で意義のあることですが、その力には一定の限界があります。同じ目的や使命感を持った人々が集まって団体として活動することで、組織ならではの課題解決力が発揮され、より高いミッションに取り組むことができ、地域社会に与える影響（社会貢献度）も大きくなります。

そこで、それぞれの活動が地域で認知され、多くの人の参加や支援を得て活動を継続していくために、県民のNPO活動に対する理解促進を図るとともに、NPO活動促進のための支援に取り組みます。

### 1 NPO活動に対する理解促進

地域で活躍しているNPOの情報を得ることは、社会貢献を意識するきっかけにもなります。情報化が進展し、インターネットやSNS<sup>(注12)</sup>による情報収集が日常的になっている現在、そうしたツールを活用して団体が自ら積極的に情報を発信することが重要です。また、組織情報、財務情報等の公表は、金融機関等が融資を審査する場合や県民、企業等がNPOを寄附の対象として選択する際の判断材料にもなるため、意識して取り組む必要があります。

#### (1) NPOに関する情報の発信

NPOの基礎知識、NPO法人制度等に関して、宮崎県NPOポータルサイト<sup>(注13)</sup>等を活用し、最新の情報を分かりやすく発信します。

#### (2) NPOの組織、財務情報等の情報公開の促進

情報公開の意義、重要性について啓発することでNPOが自ら取り組む情報公開を促進するとともに、宮崎県NPOポータルサイトにおける情報公開に取り組みます。

(注12) 【SNS】ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。

(注13) 【宮崎県NPOポータルサイト】県では、宮崎県NPOポータルサイトを平成23年度末に開設し、「NPO」「協働」「新しい公共」に関する様々な情報を掲載するとともに、NPO法人の事業報告書等のデータについて情報公開している。

## 2 NPO活動促進のための支援

NPOには、組織的・資金的に未成熟のものもあれば、組織的・資金的にもしっかりと高い事業遂行能力を有するものもあり、その発展段階は様々です。社会貢献活動の重要な担い手であるNPOの活動が自立的、継続的に行われるよう、発展段階に応じた支援に取り組みます。

### (1) NPO活動に資する情報提供の充実

NPO活動の資金源となる民間企業や団体等による助成金情報や行政の事業公募情報、NPO制度改正に関する情報等について、県のポータルサイト等の活用により効果的な情報提供を行います。

### (2) 相談体制の充実

活動をステップアップさせるための法人格取得に関する相談や法人化後の運営等に関する相談体制の充実を図ります。

### (3) NPOの活動基盤の充実・強化

NPO活動を自立的・継続的に進めていくため、自治体の公募事業や助成財団の助成事業等に選定される企画力を身につけるためのスキルアップ研修を実施するなど、NPOの活動基盤の充実・強化を図ります。

### (4) 寄附文化の醸成

NPO活動を寄附で応援することも社会貢献活動の一つであることについて啓発するなど、県民や企業の寄附を誘発する取組を行います。また、NPOに対しては、寄附者への適切な情報公開による顔の見える関係づくりの重要性について啓発を行うとともに、活動を分かりやすく伝え、信頼と支援を得るための会計報告のルールであるNPO法人会計基準や、寄附者への税制優遇措置によりNPO法人への寄附を促す認定NPO法人制度の普及を図ります。

### (5) 中間支援組織等の連携強化

NPO活動を支援する中間支援組織や市町村が設置している市民活動支援センターの連携強化を図ります。

## ステップ2-2

### 公益法人、社会福祉法人、企業等による社会貢献活動の促進

多様な主体の協働において、NPOのカウンターパート<sup>(注14)</sup>となる公益法人、社会福祉法人、企業等（以下「企業等」という。）による社会貢献活動を促進するため、情報収集・発信や相談対応に取り組みます。

#### 1 企業等の社会貢献活動に関する情報発信

福祉、環境、まちづくり等の分野で社会貢献活動に取り組んでいる企業等の事例やプロボノの活動事例等を収集・発信することにより、県民の関心を高めさらなる活動を促進するとともに、他の企業等の社会貢献活動の誘発を図ります。

#### 2 企業等の社会貢献活動に関する相談対応

どのように社会貢献活動に取り組めばよいのか、活動を実施していく上での課題等についての相談対応に取り組みます。

---

(注14) 【カウンターパート】 対等の立場にある相手。

## ステージ2 多様な主体による協働の促進・定着

NPO等や企業、行政といった多様な主体が、それぞれの特長をいかし協力・協調することによってより効果的に地域の課題解決に取り組めるよう、多様な主体間の協働を促進し、その定着を図ります。

### ステップ1 協働に対する意識の改革

協働を促進するためには、行政、民間の双方が、協働の意義や効果等について正しく理解することが重要です。このため、行政側には、これまでの「公共は行政だけで担うもの」という考えを改めることから、民間側には、関心を持ってもらうことから協働に対する意識改革を図ります。

#### 1 行政の意識改革

行政がNPO等に「公（おおやけ）」を開き、協働を進めていくために、職員の意識啓発やNPO等との交流による理解促進を図ります。

##### (1) 庁内推進体制を活用した意識啓発

庁内全所属に、多様な主体間の協働の推進を担う職員として「県民との協働」推進員を置き、当該職員を中心に研修を行うことで協働の意識を庁内に広めるとともに、副知事を会長とし部局長で構成する「宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議」において全庁的な連絡調整を行います。

##### (2) 協働に関する研修の充実

協働の意義、手法等について正しく理解し、実践できる職員を育成するための研修の充実を図ります。

##### (3) 協働に関する情報提供及び多様な主体との交流機会の提供

協働に対する理解を深めるため、職員に協働事例等の情報を提供するとともに、NPOや企業等との交流の場を設定します。



## 2 県民、NPO等、企業の意識改革

県民、NPO等、企業の意識改革を進めるために、協働についての関心を喚起するための広報・啓発や異なるセクター間の交流による理解促進を図ります。

### (1) 協働についての関心を喚起するための広報・啓発

県内各地に出向いて、協働の意義や効果、事例等について紹介する県庁出前講座やパネル展等を開催することにより、県民、民間団体の協働についての関心を喚起する取組を行います。

### (2) 協働に関する情報提供及び多様な主体との交流機会の提供

協働に関する情報を収集し、宮崎県NPOポータルサイトを活用した情報提供の充実に努めるとともに、異なるセクター同士の交流の場を設定します。

## ステップ2 多様な主体間の協働の促進・定着

NPO、行政、企業、公益法人等の多様な主体が、お互いの立場を尊重しながら協働を進めていけるように、相互理解の促進や多様な主体がつながる環境づくりに取り組みます。

### 1 相互理解の促進

NPO、行政、企業、公益法人等は、それぞれ独自の価値観や特長を持っています。協働を進めていくためには、お互いの考え方や立場の違いを理解・尊重し、また、批判を受容し合いながら、自立、対等、相互補完の関係を構築していくことが重要です。

このため、情報の共有化、交流・意見交換の場の設定及び相互評価の仕組みづくりを行うことによって、相互理解の促進を図ります。

#### (1) 情報の共有化

良好なパートナーシップを築くため、ホームページやメールマガジン等を活用することで、お互いに情報の公開・提供を行い、情報の共有化を図ります。

#### (2) 多様な主体間の交流、意見交換の場の設定

NPO、行政、企業、公益法人等が交流し、情報交換、意見交換ができる場を設定し、多様な主体間の意思疎通を図ります。

#### (3) 多様な主体間の相互評価の仕組みづくり

多様な主体の協働を発展的に進めるためには、それぞれが相互に評価を行い、課題を改善しながら次の事業に反映していくことが重要であることから、その仕組みを整備します。

### 2 多様な主体がつながる環境づくり

異なる価値観を持つ多様な主体の協働を促し、その定着を図るため、出会いの機会の創出による連携支援や中間支援組織によるコーディネート<sup>(注15)</sup>の促進、協働事業マニュアルを活用したモデル的な協働事業の実践に取り組みます。

#### (1) 出会いの機会の創出による連携支援

ボランティアセンター、市民活動支援センター等の関係機関と連携しながら、みやぎ県民協働支援センター<sup>(注15)</sup>で行う地域づくり活動等についての助言や支援、各種団体・活動等の情報提供、地域づくりを担う団体・人材の育成を図る研修会等を通じて出会いの機会を創出することにより、多様な主体間の連携を支援します。

(注15) 【みやぎ県民協働支援センター】平成24年9月に、宮崎駅前の宮崎グリーンسフィア壺番館（通称、KITEN）の3階に県が開設した施設。県民・民間団体・企業・行政が共に手を取り、明日の宮崎の活力を生み出す場として、人・団体・地域を結び、地域づくりを推進していくこととしている。

**(2) 中間支援組織によるコーディネートの促進**

多様な主体に関するデータや情報の提供等により、NPOについて精通している各地の中間支援組織によるコーディネートを促進します。

**(3) モデル的な協働事業の実践**

県と多様な主体との協働の定着を図るため、多様な主体から事業の提案を求めて県と協働で実施する提案公募型事業など、モデル的な協働事業の実践に取り組みます。

なお、協働の実践にあたっては、協働を進めるプロセスやポイントを詳細に解説した「みやざき協働事業マニュアル」を活用することとします。